

令和 4 年度山形市食品衛生監視指導計画実施結果

第 1 趣旨

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、毎年度定めることとされています。

山形市では、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、市民等の健康を保護することを目的に、「令和 4 年度山形市食品衛生監視指導計画」を定めました。この計画に基づき、食品等事業者及び食品営業施設の監視指導、食品等の収去検査、食中毒等の健康被害の発生防止対策等を実施しましたので、その結果について公表します。

第 2 計画の期間及び対象区域

1 実施期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 年間

2 対象区域

山形市内全域

第 3 実施体制

1 監視指導

食品衛生及び食品表示に関する監視指導は、山形市保健所又は山形市食肉衛生検査所に所属する食品衛生監視員 8 名が実施し、と畜検査は、山形市食肉衛生検査所に所属すると畜検査員 1 4 名が実施しました。

2 試験検査の実施機関

主な収去検査、違反食品、食中毒（疑いを含む）等に係る検体の採取は山形市保健所が実施し、採取した検体の試験検査は山形県衛生検査所又は山形県村山保健所に委託して行いました。

3 食品衛生監視員等の育成

食品衛生監視員及びと畜検査員は、法令等の改正に対応し、H A C C P等の衛生管理技術その他食品衛生に関する専門知識や新たな検査技術の取得を目的として、厚生労働省や食品衛生関係機関等が主催する食品衛生関係講習会・研修会等に、延べ10名の本市食品衛生監視員等が参加し、知識の習得・資質の向上を図りました。

第4 監視指導に関する事項

1 年間を通じた立入検査

食品の生産、製造・加工、流通等の状況、食品の特性、法令違反の状況及び食品衛生上の問題の発生状況に加え、地域の実状を踏まえながら、1059件の立入検査を実施しました。

また、食品等事業者に対し食品製造・加工から食品流通・販売に至る各段階において監視し、法令遵守の徹底と自主衛生管理の推進について指導を行いました。

【別紙1（営業施設監視調査）】

2 一斉監視指導

食中毒等の飲食による危害が高まる夏期（7月）、食品の流通量が増加する年末（12月）において、厚生労働省及び消費者庁が示す指針を踏まえ、スーパー、情報提供施設、産地直売所、給食施設等へ重点的かつ効率的に監視指導を実施しました。

区分	夏期	年末
監視件数	253件	108件

また、9月を「食肉衛生月間」としておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対応のため、食肉処理・販売施設への監視指導を実施できませんでした。

さらに、10月を「きのこ食中毒予防月間」とし、道の駅及び直売所等6施設に立入しながらチラシの配布を行い、きのこ食中毒予防の周知啓発を実施しました。

3 食品等の収去検査

市内で生産、製造、加工及び流通する食品等の安全性を確保するため、計画していた154検体中131検体の検査を実施することができました。その結果、検査した食品は全て安全であることを確認しました。

【別紙2（食品の収去試験）】

4 食中毒予防対策

(1) ノロウイルス対策

ノロウイルス食中毒については、食品取扱従事者や調理従事者からの汚染防止を図るため、厚生労働省が作成した「ノロウイルスに関するQ & A」等に基づき、手洗いの励行、調理台や調理器具の十分な殺菌、調理従事者の健康管理等について食品等事業者へ指導するとともに、感染症担当部署との連携を図り市民に対しラジオ放送やホームページにて注意喚起を行いました。

(2) 腸管出血性大腸菌対策

腸管出血性大腸菌食中毒については、食品、添加物の規格基準及び「若齢者等の腸管出血性大腸菌食中毒の予防について」（平成16年5月25日付け食安監発第0525003号）、「腸管出血性大腸菌Q & A」（厚生労働省作成）等に基づき、関係食品等事業者へ指導するとともに、市民に対し注意喚起を行いました。

(3) カンピロバクター対策

カンピロバクター食中毒については、市内においても過去に生肉、生レバー等の喫食に伴うものが確認されていることから、「カンピロバクター食中毒予防について（Q & A）」（厚生労働省作成）に基づき関係食品等事業者を指導するとともに、市民に対しホームページにて注意喚起を行いました。

(4) 有毒植物及び毒きのこ対策

有毒植物及び毒きのこによる食中毒については、自ら採取した山菜やきのこの喫食によることが多い現状を踏まえ、シーズン前から市民及び食品等事業者に対して積極的に食中毒予防に係る情報を提供し、注意喚起を行いました。

(5) 寄生虫（アニサキス）対策

アニサキス食中毒については、「アニサキス線虫による食中毒予防の注意喚起について」（平成26年5月27日付け厚生労働省監視安全課事務連絡）に基づき食品等事業者へ指導するとともに、市民に対し注意喚起を行いました。

(6) 食中毒に関する啓発等

ア 食中毒の予防については、関係機関・団体と連携し、食中毒予防に係る情報提供等に努めました。

イ 食中毒の発生しやすい気象状況の場合や食中毒多発時には、市民や食品等事業者へ食品の取扱い及びその他食品衛生に関する注意を喚起しました。また、家庭での食中毒防止のため、厚生労働省等が作成する食中毒予防に関するパンフレット等を活用し普及啓発に努めました。

(7) 観光地における監視指導

蔵王温泉、山寺等には、国内外から多くの観光客が訪れています。観光地周囲の関係食品等事業者に対して、食品衛生協会と連携し、食中毒防止の徹底を図りました。

(8) 祭事における監視指導

本市で開催されている初市、植木市、花笠まつりは、県外からも多くの集客があり、食品の取扱いによっては大規模な食中毒等の発生につながることから、営業者に対し、大量調理の注意事項や提供に適した品目、調理従事者の体調管理等について指導を徹底しました。また、必要に応じて食品衛生監視員が現場確認を実施しました。

5 HACCPに沿った衛生管理の推進

平成30年6月の食品衛生法の改正において、HACCPに沿った衛生管理が制度化されました。食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、食品等事業者が自ら行うHACCPに基づく衛生管理又はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理について、講習会や監視指導等を通じて、食品衛生協会など関係団体と連携して普及啓発を図りました。また、HACCPに沿った衛生管理が適切に行われているか、監視指導を行いました。

6 食品表示対策

平成27年に食品表示法が施行され、食品表示に関する規定が統合されました。令和2年3月に経過措置期間が終了したため、新しい食品表示への切り替えが速やかに行われるよう、制度に関する周知を実施するほか、アレルギーや添加物について指導・助言を行いました。

令和4年度の表示相談受付件数は、21件でした。

7 と畜場の監視指導及び検査

(1) と畜検査・監視指導

と畜場設置者に技術的な指導や必要な助言を行い、付設の食肉処理施設においても衛生管理が適切になされるよう監視指導しました。

対象施設	監視指導数	処分等の件数
と畜場	181件	0件
と畜場に付設された食肉処理場	278件	0件

また、と畜場に搬入される獣畜について、と畜検査や食肉の動物用医薬品の残留検査を実施しました。

【別紙3（山形市食肉衛生検査所検査実績）】

輸出食肉については、111件の食肉衛生証明書の発行申請があり、申請の都度、輸出国の基準を遵守するように監視指導を行いました。

(2) と畜検査情報の還元

44戸（牛26戸、豚18戸）の生産者に対し、牛3,172頭、豚114,821頭分のと畜検査情報を還元しました。

第5 食中毒、違反食品を発見した場合の対応

1 食中毒等健康被害発生時の対応

食中毒が疑われる情報を探知した際には、直ちに疫学的調査及び微生物学的調査等を実施しました。

令和4年の市内における食中毒発生件数は、5件でした。

また、食中毒発生による営業停止処分は1件で、その他は家庭による食中毒事件でした。

R4年度 食中毒発生件数

No.	発生日時	対象施設または発生場所	患者数	原因物質
1	R4.7.1	飲食店	1名	アニサキス
2	R4.9.24	家庭	1名	アニサキス
3	R4.12.27	不明	3名	カンピロバクター
4	R5.2.19	飲食店	17名	ノロウイルスG1
5	R5.3.16	魚介類販売店	1名	アニサキス

2 違反・不良食品等発見時の対応

令和4年度は、食品衛生法及び食品表示法に違反する食品を16件発見し、当該食品等事業者に対し、当該食品の販売停止、原因の究明、回収等の措置を速やかに行うよう指導しました。なお、広域流通食品や輸入食品等の違反発生時には、国や関係する自治体と連携して対応しました。

また、食中毒事件を除く行政処分の措置や告発はありませんでした。

3 消費者からの相談対応

相談受付件数は34件でした。食品又は食品関係施設に関する相談については、有症状苦情や異物混入、食品の取扱いについて多く寄せられ、速やかに事実確認を行い、必要に応じて原因究明と再発防止の指導を行いました。

【別紙4（業種別相談件数）】

第6 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進

食品衛生責任者に対する食品衛生関係講習会に講師派遣を行うなど、HACCPに沿った衛生管理の推進と食品取扱者の資質向上がはかられました。市内各地で計42回の講習を行い、1068名の方が受講されました。

○食品衛生講習実施結果

対象	食品衛生責任者	食品関連事業者等	合計
開催回数	28	14	42
参加人数	745	323	1068

第7 市民に対する情報提供・普及啓発

令和5年度山形市食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、令和5年2月2日から令和5年3月2日までの間、当該計画案をホームページ等で公表し、市民から意見を募集しリスクコミュニケーションをはかりました。なお、市民からの意見はありませんでした。

第8 まとめ

令和4年山形市食品衛生監視指導の実施結果については、新型コロナウイルス感染症予防対応のため、計画を縮小せざるを得ない状況だったので、例年よりも監視指導件数が減少してしまいましたが、食中毒の予防、HACCPに沿った衛生管理の推進に重点を置くことで、山形市における食品の安全、安心は達成されました。

別紙 1 営業施設監視調査

単位：件

根拠法令	区分	事業所等数	令和4年度	
	事業所等の種別		予定数	実績
食品衛生法 (旧法：許可)	飲食店営業	1890		61
	臨時飲食店営業			
	喫茶店営業	221		2
	菓子製造業	174		15
	あん類製造業	1		2
	アイスクリーム類製造業	6		1
	乳処理業	1		2
	特別牛乳搾取処理業	0		
	乳製品製造業	2		
	集乳業	0		
	乳類販売業	0		
	食肉処理業	13		1
	食肉販売業	49		6
	食肉製品製造業	9		
	魚介類販売業	64		5
	魚介類せり売営業	0		
	食肉ねり製品製造業	1		
	食品の冷凍又は冷蔵業	8		
	食品の放射線照射業	0		
	清涼飲料水製造業	4		
	乳酸菌飲料製造業	0		
	氷雪製造業	1		
	氷雪販売業	0		
	食用油脂製造業	1		
	マーガリン又はショートニング製造業	0		
	みそ製造業	12		
	醤油製造業	6		
	ソース類製造業	6		
	酒類製造業	2		
	豆腐製造業	4		
	納豆製造業	2		
	めん類製造業	18		2
	そうざい製造業	35		
	缶詰又は瓶詰食品製造業	11		1
	添加物製造業	0		
	計	2541		98
食品衛生法 (新法：許可)	飲食店営業	924		701
	調理機能を有する自動販売機（要許可）	3		1
	食肉販売業	26		17
	魚介類販売業	31		29
	魚介類競り売り営業	2		
	集乳業	0		
	乳処理業	1		1
	特別牛乳搾取処理業	0		
	食肉処理業	3		2
	食品の放射線照射業	0		
	菓子製造業	108		75
	アイスクリーム類製造業	3		4
	乳製品製造業	1		
	清涼飲料水製造業	2		3
	食肉製品製造業	4		4
	水産製品製造業	2		3
	氷雪製造業	0		
	液卵製造業	0		
	食用油脂製造業	0		
	みそ又はしょうゆ製造業	6		1
	酒類製造業	3		
	豆腐製造業	3		
	納豆製造業	2		

	麺類製造業	10		9
	そうざい製造業	43		29
	複合型そうざい製造業	1		1
	冷凍食品製造業	1		
	複合型冷凍食品製造業	2		3
	漬物製造業	11		6
	密封包装食品製造業	13		10
	食品の小分け業	2		2
	添加物製造業	0		
	計	1207		901
食品衛生法 (届出)	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみ）	152		3
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	206		4
	乳類販売業	326		10
	氷雪販売業	1		
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	128		
	弁当販売業	2		
	野菜果物販売業	64		8
	米穀類販売業	29		2
	通信販売・訪問販売による販売業	4		
	コンビニエンスストア	75		
	百貨店、総合スーパー	66		15
	自動販売機による販売業	130		
	その他の食料・飲料販売業	152		4
	添加物製造・加工業	1		
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1		
	コーヒー製造・加工業	14		
	農産保存食料品製造・加工業	13		1
	調味料製造・加工業	6		
	糖類製造・加工業	0		
	精穀・製粉業	2		
	製茶業	3		
	海藻製造・加工業（海藻加工業）	3		
	卵選別包装業	0		
	その他の食料品製造・加工業	30		
	行商	2		
	集団給食施設	80		6
	器具、容器包装の製造・加工業	2		
	露店、仮設店舗等のうち、営業でないもの	5		
	その他	12		
	ふぐ取扱施設	71		1
	生食用食肉取扱施設	2		
	計	1509		54
山形市食品衛生法の施行 に関する規則	集団給食施設	0		3
	漬物製造業	0		3
	焼ふ製造業	0		
	こんにゃく製造業	0		
	ところてん製造業	0		
	えご製造業	0		
	計	0		6
山形県魚介類行商取締 条例	魚介類行商	0		
	計	0		
合計		5257		1,059

事務処理件数は、受理年月日で計上

別紙2 食品の収去試験

単位：件

検査対象品目		検査項目						令和4年度		
		微生物	食品添加物	残留農薬	放射性物質	動物用医薬品等	その他	実施予定検体数 (計画数)	実施済み検体数 (実績)	進捗率 (%)
魚介類	生食用鮮魚類、生かき、養殖魚	○				○		5	1	20
	加工品（魚肉ねり製品等）	○	○					2	2	100
肉類	食肉				○	○		97	90	93
	食肉製品	○	○				○	4	0	0
牛乳・乳製品		○					○	4	2	50
アイスクリーム類・氷菓		○					○	1	1	100
水・清涼飲料水		○	○				○	1	1	100
野菜・果実（生鮮及び冷凍農産物）				○	○			12	10	83
きのこと類					○			1	1	100
弁当・そうざい・調理パン		○						14	10	71
菓子類		○						5	5	100
めん類		○	○				○	4	4	100
漬物			○					2	2	100
その他加工食品			○					2	2	100
合計								154	131	85

別紙 3 山形市食肉衛生検査所検査実績

畜種	と畜検査頭数	試験室内検査（延べ数）						残留抗菌性物質 検査	枝肉の 微生物検査
		細菌検査	病理検査	理化学検査	血清検査	遺伝子検査	TSE検査		
計	134,658	329	44	68	37	124	0	467	240
牛	13,212	48	38	63	0	96	0	443	120
豚	121,282	281	5	5	37	28		20	120
その他	164	0	1	0	0	0	0	4	0

別紙 4 業種別相談件数

単位：件

	相談												
	異 物 混 入	腐 敗 ・ 変 敗	カ ビ の 発 生	異 味 ・ 異 臭	変 色	変 質	食 品 の 取 り 扱 い	表 示	有 症	関 する 事 項	マ ス コ ミ 報 道 に	そ の 他	相 談 計
飲食店営業（一般食堂・レストラン）	0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	0	1
飲食店営業（軽食喫茶）	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	1
飲食店営業（弁当屋）	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1
食肉販売業	1	1	0	0	0	0	0	0	0		0	0	2
魚介類販売業	0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	0	1
菓子製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	2
食肉製品製造業	0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	0	1
そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	1	0		0	0	1
漬物製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1
コンビニエンスストア（コンビニエンスストア（飲 食料品を中心とするものに限る。））	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	1
百貨店、総合スーパー（百貨店、総合スーパー）	1	0	0	0	0	0	1	0	0		0	0	2
その他の食料・飲料販売業（各種食料品小売業）	0	0	0	0	0	0	0	0	2		0	0	2
その他（施設不明）	2	0	0	0	1	0	1	0	1		0	0	5
（旧）飲食店営業（一般食堂・レストラン）	0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	0	1
（旧）飲食店営業（軽食喫茶）	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	1
（旧）飲食店営業（すし）	1	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	2
（旧）飲食店営業（仕出屋）	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2	2
（旧）飲食店営業（料理）	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	1
（旧）飲食店営業（居酒屋）	0	0	0	0	0	0	1	0	1		0	0	2
（旧）菓子製造業（一般）	1	0	0	0	0	0	1	0	0		0	0	2
（旧）そうざい製造業	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0	0	1
（旧）給食施設（幼稚園・保育施設）	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	1
計	9	1	0	1	1	0	8	1	10		0	3	34